

(第6号別紙)

令和4年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和4年7月19日(火) 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(10名)	久保川 隆志	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 副会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会副会長
	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
小倉 貴志	教育次長
藤井 義康	学校教育部 部長
奥田 淳	学校教育部 次長
池田 淳一	義務教育課 課長
青田 泰代	義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 副主幹
小笠原 勝海	学校環境調整課 課長
中俣 智文	学校環境調整課 主幹
安藤 徹哉	学校環境調整課 副主幹

他2名

5 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

6 諮問 市川市立第一中学校の通学区域の設定について

7 議題

- (1) 令和4年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況(報告)
- (2) 令和3年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況(報告)
- (3) 通学区域の再編案について

8 その他

【中嶋会長】

只今から、令和4年度第1回、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは次第5、諮問です。事務局よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、田中教育長より諮問書を中嶋会長へ提出させていただきます。

【田中教育長】

それでは諮問をさせていただきます。

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会会長、中嶋貞行様、市川市立第一中校の通学区域の設定について諮問をさせていただきます。関係法令に基づきまして、審議会の中でご審議賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

教育長ですが、この後は公務のため退席させていただきます。

それでは、会長にお返しいたします。

【中嶋会長】

それでは早速始めたいと思います。

それでは、諮問関係の審議、第一中学校の通学区域の設定についてということで、事務局からご説明願ひます。よろしくお願ひします。

【事務局】

市川市立第一中学校の通学区域の設定についてです。

資料の1、2ページをお願いいたします。現在、市川市立第一中学校は、建替えの準備を進めており、通学区域の設定は、建替え後の学校規模に影響を与えます。昨年度の通学区域審議会では、「通学区域見直し方針」の答申の、「見直しの視点」、「見直しの流れ」に沿って、再編案を作成し、これを基に地域と調整を行うことについて、了承頂きました。そして、この再編案について、影響のある学校の学校運営協議会、具体的には、第一中、市川小、国府台小、中国分小、第二中、真間小、大洲中、東国分中学校において説明させていただき、地域からも承諾を得ております。今回は、こちらの再編案を第一中学校の通学区域とすることについて、正式に学区として決定するため、教育委員会から諮問させていただき、ご審議をお願いするものです。

資料の1ページと2ページの地図をお願いいたします。

現在の通学区域は、1ページ目ですが、多くの地域で、中学校と小学校の通学区域が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学しているという現状がありますが、小中学校の連続性を確保するため、第一中学校の通学区域を市川小学校、国府台小学校、中国分小学校の通学区域に合わせました。

具体的には、2ページ目にありますように、①の赤い斜線の地域は、中国分小学校の学区となることから、東国分中学校から第一中学校へ編入となります。

②の青い斜線の地域は、真間小学校の学区となり、第一中学校から第二中学校へ編入となります。

③の赤い斜線の地域は、市川小の学区であり、大洲中学校から第一中学校へと編入となります。

第一中学校は、設計が令和5～6年、建設が令和7～9年、令和10年度には新校舎の完成を予定しています。新しい通学区域の適用は、第一中学校建替え後の学校供用開始である令和10年度

からを予定しております。

続いて、経過措置についてですが、在学生や兄弟姉妹に関しては、卒業まで旧区域の指定学校への入学・通学を可能とします。さらに、旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とします。

また、義務教育学校等を希望し、通学距離等の一定の基準を満たした場合は、指定学校の変更を可能とします。ただし、施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等で決定いたします。

これらの経過措置と新しい通学区域につきましては、事前に説明会やホームページ等でも公開し、周知してまいります。

第一中学校の通学区域につきましては、次回の審議会で答申をいただきたいと考えております。その後の予定といたしましては、定例教育委員会で議決し、第一中学校の通学区域を決定する。このようなスケジュールで第一中学校の区域を決定してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

ご説明どうもありがとうございます。

第一中学校の通学区域の再編案についてということで、昨年度の審議会でも、同意は得られています。このことを踏まえまして、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【石原委員】

ご説明ありがとうございました。

一つ教えていただきたいのは、学校運営協議会で説明・協議・調整を行い、了承を得たということですが、2ページの地図を見ますと、市川小学校については今の学区ですので、二中学区をまたいで行くような形になり、遠く感じることはあると思います。

やはり一番危惧するのは、外環の北側の中国分小の児童ですが、今は東国分中に行っていますが、第一中学校の学区になります。そうなりますと、この地域の児童について、学校運営協議会でどのようなご意見がでたのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

中国分小の学校運営協議会では、外環の道路を渡ることと、距離が遠いこともあり、安全面のごとで危険がないか心配だというご意見はいただいております。

教育委員会からは、安全面については、引き続き保健体育課と連携し、交通事故等が起らないように十分配慮し、対策を行っていくというお答えをしております。

【石原委員】

ありがとうございました。学校運営協議会のことはわかりました。安全に気をつけて外環等を渡ってほしいと思います。学区が新しく変わるのは、令和10年度からだということで、6年後になりますが、この間に、いろいろと変化があると思います。

今の段階では、運営協議会ではこのようなご意見があったということですが、遠くに通学することが現実になった時は、机上では想像できないことが出てきますので、柔軟に声を聞いて、例えばスクールバス等、そのような対応も考えざるを得ない状況も出てくるかと考えられます。アンテナを高くしておいていただき慎重に丁寧に進めていただきたいと思います。以上です。

【中嶋会長】

石原先生からのご質問、ご検討よろしく申し上げます。

東国分中は、東国分爽風学園で義務教育学校等の対象になりますので、その辺りのことも踏まえてもらえると有り難いです。

その他、意見がないようですので、ただいまの皆さんの意見を踏まえて市川市立第一中学校の通学区域の設定についてということでもとめたいと思います。

事務局から出た案を原案通りか修正かということで、原案通りに提出してよろしいという方、ご挙手をお願いいたします。

——皆さん全員挙手ということで、原案通り完成ということで、次の審議会で答申したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続いて、議題（１）令和４年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてということで、事務局から報告願います。よろしくをお願いいたします。

【事務局】

令和４年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。報告のポイントを３ページにまとめましたので、お願いいたします。まず、（１）をお願いいたします。

今年度は、教室不足等の理由により、上限を設定した学校は、小学校が７校、中学校が８校、義務教育学校の塩浜学園１校となりました。

また、余裕教室が全くないため、さらに制限を強め、兄弟制限とした学校が３校ございまして、市川小、鬼高小、新浜小学校でした。鬼高小学校は、学区内の児童数増加と教室不足により、今年度から兄弟制限となりました。

また、大和田小学校は、平成31年度より、兄・姉が在学している場合と、また、指定学校より近い場合のみの受け入れとしています。

次に、指定学校変更の許可件数でございます。３ページ（１）の２つ目の丸印となっております。

今年度小学生が３，７４３名入学し、そのうち、４５４名の指定学校変更がありました。

主な理由として、一番多かった項目は、兄弟一緒の学校に就学させたい、２番目は希望する学校が指定された学校よりも近いため、３番目は友人関係などの理由によるため、となっております。中学生は３，１２５名入学し、指定学校の変更を行った人数は、５４３名となっております。主な理由として、一番多かったのは小学校の友人関係を理由とするもの、２番目に多かったのは、希望する学校が指定された学校よりも近いため、３番目は兄弟一緒の学校に就学させたいためとなっております。

６ページから８ページに学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので、参考としてください。

以上、令和４年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてご報告いたしました。よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

ご説明ありがとうございます。議題１、令和４年度新入学児童生徒の指定学校等変更等の状況についてということです。これについて、皆様方、何かご質問等ございますでしょうか。

もし気がついたことがありましたら、次の議題（２）令和３年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況についてということも関連ありますので、皆様方、その時にご質問願います。

それでは、事務局からご報告願います。

【事務局】

続いて、令和3年度在学年児童生徒の指定学校変更の状況についてご報告いたします。

3ページの(2)になります。こちらは、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までの在学年児童生徒の令和3年度1年間の指定学校変更につきまして、昨年度の通学区域審議会の答申に基づき、許可した件数となります。

割合としましては、小学生が21,921名中、変更した件数は327件で、中学生は9,567名中、変更した件数は、92件となりました。

小学校1年生から6年生までの、在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に、隣接している学区等に転居した場合でした。保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望が多くありました。

最後に3ページの下の方(3)をお願いいたします。昨年度1年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が、特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。

主な理由としましては、年度途中、市川市外へ転居したため、学期末、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が多くなっています。また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し児童生徒が通う院内学級があります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。

9ページから12ページに学校別指定学校変更件数の実績を掲載しておりますので、参考としてください。

以上、令和3年度在学年児童生徒の指定学校の変更等の状況について、ご報告いたしました。よろしくをお願いいたします。

【中嶋会長】

それではただいま事務局から、令和3年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況について説明がありました。何かご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

二俣小の新1年生は約1クラス分が信篤小へ、または数人鬼高小へ行っている状況があります。それがなければ二俣小は1学級ではなく、2学級で運営できるというような状況が起きております。それと、高谷中も大体1クラス分が六中と他の学校へ移動が出ております。この地区は、義務教育学校等ということで動き始めてもいますが、何かご意見がありましたら教えていただきたいです。

【事務局】

ありがとうございます。

二俣小から信篤小への指定学校変更は今年度27件です。その内訳ですが、友人関係等の理由で指定学校変更された方が27名中9名おります。また、指定された学校よりも近いためという方が8名、兄弟が一緒にいるからという方は7名、通学路が信篤小学校に行く道の方が安全だからという理由では3名でございます。

来年度から、指定学校変更の許可基準を新しく改定いたします。小学校の指定学校変更許可基準につきましても、3年をかけて段階的に限定的にしていきます。「友人関係等の理由によるため」という項目は令和8年度からは削除されますので、今は友人関係等で9人申請していますが、こちらも制限をかけて強めていきますので、申請数も少しずつ減ってくると思われま

【中嶋会長】

ありがとうございます。皆さん方からは、何かご意見等ございますでしょうか。

それでは、議題3、通学区域の再編案についてということで、昨年度は北部の学校10校の中学校ブロックについて審議を行いました。今回は南部の6校の中学校のブロックについて審議を行いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

学校環境調整課よりご説明をさせていただきます。

資料は別冊〈通学区域の再編案〉をお願いいたします。

本日は、昨年度からご審議いただいている中学校ブロックの再編案について、1ページに太字でお示した6つの中学校ブロックについて、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿って担当の方から説明させていただきます。

再編案は、先ほど課長の方から説明がありました通り、この別冊資料を使って説明させていただきます。

なお、参考として、本冊資料の15ページから19ページに、本日ご審議いただく再編案で通学区域が変更となる生徒の中学校への就学状況をお付けしておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、別冊資料の3ページをお願いいたします。

昨年、審議会からいただきました答申に示された「見直しの流れ」を掲載しております。全ての再編案は、この流れに沿って作成させていただいております。

4ページをお願いします。

七中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

左側のページの赤で塗りつぶした部分が中学校の通学区域、色線で囲われた部分が小学校の通学区域です。

右側のページでは、現行の通学区域を5つの見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性については、七中の通学区域を基本としてみると、妙典小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、平成29年度に策定した「学校の適正規模・適正配置に関する方針」で適正な規模を12～18学級と定義しておりますが、すべての学校が大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、七中の通学区域を行徳小、新浜小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

自治会が複数の中学校の通学区域にまたがった状況となっている、地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

青の斜線部分が通学区域の変更が生じるエリアとなっております、

①の斜線部分を七中から妙典中に編入します。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

なお、分断された自治会数は、現行の通学区域において分断されている数を記載しております。次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、七中については、七中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の5つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

七中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

それではただいま事務局から七中の再編案についての説明がありました。いかがでしょうか。ご質問等あれば。

【久保川委員】

資料の15ページに、七中から妙典中への対象生徒が220名いらっしゃるという記載があります。おそらくこれは、6クラス分位の人数が妙典中に入るという数だと思います。妙典中においては6クラス分ぐらいの数が受け入れできる新校舎が完成するのを確認したいです。

【事務局】

15ページの記載についてご説明をいたします。

まず、生徒数として記載をしている220名ですが、こちらに記載した4つの地番に居住している生徒の数を記載しています。

そのうち、現在七中に就学をしている方が56名、妙典中に指定学校変更で就学している方が129名、その他として私立等に就学している人数が35名となっています。

妙典中に就学変更になって受け入れ可能かどうかにつきましては、現状の規模も踏まえてこれから精査をし、必要な場合は施設の増設等をするなど対応を取って、受け入れを行っていきたいというふうに考えております。

【久保川委員】

15ページの地番というのは、妙典中に行く対象の方たちが220人ではなく、表の右側、妙典中の就学状況が129人であるので、この表上では、地番とは一致してないということですか。

【事務局】

15ページの表上の地番が斜線部分になりまして、この斜線に住んでいる生徒の総数が220名

です。

現状の就学状況を見ますと、学区の七中に就学している方が56名、学区は七中だが妙典中に指定学校変更している方が129名、私立等に通っている方が35名となっています。

【久保川委員】

理解できました。

今後、受け入れ対策についても十分考えていってほしいと思います。

【中嶋会長】

この後は、事務局の方から残りの5ブロックを続けて提案していただき、最後にまとめてご質問ということで、よろしくお願いします。

【事務局】

はい、わかりました。それでは5ブロック連続で説明をさせていただきます。

では、高谷中ブロックについてです。

8ページをお願いいたします。

高谷中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページでは、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、小中学校の通学区域は一致しています。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについても、通学区域と自治会は一致しています。

学校規模については、信篤小が23学級と大規模校、二俣小が9学級と小規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、見直しの視点からの評価を踏まえ、見直しは行わないこととします。

次に、見直しの手続きについてです。

高谷中ブロックの3校は、今年度から「信篤三つ葉学園」となり、小中一貫教育の取り組みを開始いたしました。

将来の学校形態については、その効果を検証した上で、一体とするか現状のままとするか決定することとしております。

そこで、一体とする場合には施設一体型の義務教育学校、現状のままとする場合には、各学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに見直しなしの再編案を学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

高谷中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

次に、福栄中ブロックについてです。

10ページをお願いいたします。

福栄中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページでは、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、福栄中の通学区域を基本としてみると、南新浜小、福栄小、南行徳小、富美浜小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対

策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、福栄中が20学級、南新浜小が21学級と大規模校となっております。通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、福栄中の通学区域を南新浜小、福栄小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

まず、左上の①の斜線が、福栄中から南行徳中に編入されるエリアとなります。

その下の②の斜線が、南行徳中から福栄中に編入されるエリア、その右の③の斜線が、福栄中から南行徳中へ編入されるエリアとなります。

一番右の④の斜線が、妙典中から福栄中へ編入されるエリア、その下の⑤の斜線が、塩浜学園から福栄中へ編入させるエリアとなります。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性、通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、福栄中については、福栄中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の8つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

福栄中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

引き続き、南行徳中ブロックについてです。

14ページをお願いいたします。

南行徳中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページでは、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、南行徳中の通学区域を基本としてみると、南行徳小と富美浜小、福栄小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、すべての学校が大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、南行徳中の通学区域を南行徳小、富美浜小、新井小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

上の①の斜線部分が福栄中から南行徳中に編入されるエリアとなります。

下の②の斜線部分が南行徳中から福栄中へ編入されるエリアとなります。

そして、左下の③の斜線部分が塩浜学園から南行徳中へ編入されるエリア、その右④の斜線部分が福栄中から南行徳中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、南行徳中については、南行徳中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の7つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

南行徳中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

次に、妙典中ブロックについてです。

18ページをお願いいたします。

妙典中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

右側のページでは、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、妙典中の通学区域を基本としてみると、妙典小と南新浜小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、すべての学校が大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、妙典中の通学区域を幸小、塩焼小、妙典小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域コミュニティのつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

上の①の斜線部分が七中から妙典中に編入されるエリアとなります。

下の②の斜線部分が妙典中から福栄中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、地域コミュニティのつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、妙典中については、妙典中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の7つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

妙典中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

22ページをお願いいたします。塩浜学園です。

塩浜学園の前期課程、後期課程の現行の通学区域をお示ししております。

右側のページでは、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、後期課程の通学区域を基本としてみると、南新浜小と富美浜小の通学区域が後期課程の通学区域に含まれている状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域コミュニティのつながりについては、通学区域と自治会は一致しています。

学校規模については、前期課程、後期課程あわせて14学級となっており、学校教育法施行規則で定める義務教育学校の標準学級数を下回っています。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、後期課程の通学区域を前期課程の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行わないこととします。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の基で、作成した再編案がこちらです。

右の①の斜線部分が塩浜学園後期課程から福栄中へ編入されるエリアとなります。

左の②の斜線部分が塩浜学園後期課程から南行徳中へ編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。

再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、地域コミュニティのつながり、そして、一番下の通学路の距離については、○、良と評価いたしました。

また、学校規模の是正については、児童生徒数が増加傾向であることや小中一貫教育を推進する観点から、指定校変更を柔軟に受け入れている状況を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

塩浜学園については、令和3年8月に建替えが完了しているため、直近で建替えの予定されている福栄中と南行徳中の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある下の5つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

再編案の説明については以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【中嶋会長】

ただいま事務局より、各学校の再編案について説明がありました。

特に行徳方面は、1ブロックごとの説明ではなく、行徳地区全体を見て審議をした方がよいと思いますので、ご意見、ご質問等ありましたら、遠慮なくお願いいたします。

【石田委員】

2点、お伺いしたいことがあります。

1点目は七中の再編案についてです。見直しの方向性のところで、七中の建て替えの基本構想・基本計画策定までとなっていますが、七中は新校舎になり、それほど経っていませんので、七中の建て替えの基本構想・基本計画ができるまでは、七中も妙典中も適正規模に収まっているというイメージで捉えてよろしいのかということです。

あと1点は、こちらは意見としてですが、塩浜学園の再編についてです。

12ページの福栄中学校へ編入する部分は、南新浜小学校の学区なのでこのようになっていると思いますが、この地区は、以前よりずっと人口ゼロ地帯だと思います。これから先も、しっかりとした開発がない限りは、おそらく人口ゼロ地帯だと思います。

人口ゼロ地帯で、特に現在の子供たちに影響がないところについては、小学校についても学区の見直し等、積極的に協議を行う必要があります。この地区から、福栄中に通うのは遠く、塩浜学園の方が距離は近いです。ただ、塩浜学園はキャパシティの問題が出てくると思われます。この地区は、現在は人口がゼロですので影響はないですが、今後開発があるかはまだ分かりませんが、小学校についても柔軟に学区の見直しをしてもいいかと思えます。

【中嶋会長】

石田先生からのお話を受け、行徳、高谷地区で人が住んでない地域（埋め立て地や工業地帯等）で人口がいない場所で学区になっている箇所を把握してますでしょうか。

【事務局】

塩浜学園の就学児童生徒がゼロ地帯であり、ここは現在、住居がありませんので、子供が住んでいない状況になっています。

ご指摘の点ですけれども、今回方針として定めさせていただく再編案については、一定のルールに基づいて定める必要があると考えておりますので、「見直しの流れ」に沿って定めることとしたいと考えております。

一方で、ご指摘の通り、まちづくり等が今後ある場合には、子供もここに居住しますので、その際には見直しも検討をして、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、七中の適正規模の話ですが、現在の推計については、長期的なものとしては平成27年に行った人口推計があり、それに基づく今後市内の児童生徒数は減少傾向にある見込みとなっています。それを踏まえ、今後将来的には適正規模に収まっていくと考えております。

一方で、現在、市の方でも新たな人口推計の見直しを行っておりますので、その結果も踏まえ

して、そちらの方も柔軟に、児童生徒をしっかりと受け入れができるように、また、適正規模が可能な限り実現できるように対応して参りたいと考えております。

【中嶋会長】

今後、新しい地図を作る際には、新しく完成した妙典橋等、追記していただけたらと思います。また、今後、旧江戸川に橋がかかる計画も出ていますので、両自治会との関係や地域間でのやりとりなども考えいただけますと助かります。

それでは、今日の通学区域の再編案に関する審議ということで、終了してよろしいでしょうか。それでは本日の審議すべて終了させていただきます。

次第その他に移りますので、事務局の方よろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、事務局より連絡いたします。

来年度、令和5年度の指定学校変更の申請についてですが、今年度も10月下旬に入学通知書の発送を予定しております。申請の方法につきましては今後検討して参ります。

また、昨年度の通学区域審議会でご審議いただきました、指定学校変更許可基準を令和5年度より改定いたします。

改定につきましては、7月12日にホームページで公開し、校長園長会におきましても、報告いたしました。なお、各学校のホームページにも基準の改定について掲載し、周知して参ります。

次回、第2回の通学区域審議会の開催につきましては、委員の皆様にあらかじめご都合を伺いまして、11月1日、火曜日の開催とさせていただきたいと思っております。開催近くなりましたら詳細をご連絡させていただきます。

事務局からは以上となります。

【中嶋会長】

それでは、これもちまして第1回の通学区域審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

令和4年7月19日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行